

茨木市地域自治組織結成等支援交付金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、地域自治組織の結成に向けた取組及び初動期の活動に対し、市が交付金を交付することにより地域自治組織の結成及び活動の活性化を促進し、もって住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

(交付対象)

第2 交付の対象となる事業は、茨木市地域自治組織の登録に関する要綱（平成25年6月18日実施）に基づき地域自治組織として登録を受けるための準備活動を行っていると思われる団体（第4第2項において「地域自治組織結成準備団体」という。）又は同要綱に基づき地域自治組織として登録を受けた団体（以下この項及び第4第2項において「地域自治組織」という。）で当該登録の日から3年を経過しないものが実施する次に掲げる事業を除く事業とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 事業の効果が特定の個人に帰属する事業
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (4) 市から他の補助金等の交付を受けている事業（地域情報の発信又は共有に関する事業を除く。）
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(交付対象経費)

第3 交付の対象経費は、交付対象事業に要する経費のうち交際費、慶弔費、食糧費、親睦会費以外の経費とする。

(交付金額)

第4 交付金の額は、交付対象経費の合計額又は30万円のいずれか少ない額とする。

2 この要綱による交付金の交付を受けることができる回数（補助金の交付を受けた額の全額を返還した場合を除く。）は、1団体当たり1年度につき1回とし、2回を限度とする。この場合において、地域自治組織結成準備団体が地域自治組織となった場合は、これを同一団体とみなす。

(交付金の交付申請)

第5 交付金の交付を受けようとするものは、茨木市地域自治組織結成等支援交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 団体の概要調書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

(4) その他市長が必要と認める書類
(交付金の交付決定等)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において交付金を決定し、申請者に対し茨木市地域自治組織結成等支援交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、適当でないと認めたものについては不交付の決定を行い、茨木市地域自治組織結成等支援交付金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(交付金の交付請求)

第7 第6の交付金交付決定通知書を受けたものは、第11の規定による交付金の額の確定後、茨木市地域自治組織結成等支援交付金交付請求書（様式第4号）を市長に提出し、交付金の交付を請求しなければならない。ただし、概算払の必要があるときは、交付金の交付決定後、茨木市地域自治組織結成等支援交付金概算払交付請求書（様式第5号）により、概算払の請求をすることができる。

(交付金の交付)

第8 市長は、第7の規定による交付金の交付請求を受け付けたときは、当該請求者に交付金を交付する。

(変更の届出)

第9 交付金の交付を申請したものは、交付金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市地域自治組織結成等支援交付金交付変更承認申請書（様式第6号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市地域自治組織結成等支援交付金変更承認通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

3 前項の交付金変更承認通知書を受けたものは、第7に準じて変更承認に係る交付金の交付を請求しなければならない。

(実績報告)

第10 交付金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市地域自治組織結成等支援交付金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付金額の確定等)

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき交付金の額を確定し、茨木市地域自治組織結成等支援交付金確定通知書（様式第9号）により報告書を提出

したものに通知する。

（交付金の精算）

第12 第11の交付金確定通知書を受けたものは、当該交付金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市地域自治組織結成等支援交付金精算追加分交付請求書（様式第10号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第13 市長は、交付金の執行の適正を期し、交付事業の円滑な推進を図るため、その職員に、交付対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第14 交付金の交付を受けたものは、当該交付事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 交付金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第15 交付金の交付を受けたものは、当該交付事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該交付事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（交付の取消し等）

第16 市長は、交付金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、交付金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第17 市長は、交付金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成25年6月18日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市地域自治組織結成等支援交付金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式がある場合には、令和2年度に限り所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月17日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

茨木市地域自治組織結成等支援交付金交付申請書

茨木市地域自治組織結成等支援交付金の交付を次のとおり申請します。

1 交付対象事業

2 交付申請額

3 添付書類

- (1) 団体の概要調書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

様式第 2 号（第 6 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名 様

茨木市地域自治組織結成等支援交付金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市地域自治組織結成等支援交付金は、次の
条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第 3 号（第 6 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名 様

茨木市地域自治組織結成等支援交付金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市地域自治組織結成等支援交付金は、次の理由により交付できません。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第 4 号（第 7 関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

㊞

茨木市地域自治組織結成等支援交付金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった交付金を次のとおり請求します。

1 交付対象事業

2 金額

様式第 5 号（第 7 関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

㊞

茨木市地域自治組織結成等支援交付金概算払交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった交付金を次のとおり請求します。

- 1 交付対象事業
- 2 金額（概算額）
- 3 概算払いを必要とする理由

様式第 6 号（第 9 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

茨木市地域自治組織結成等支援交付金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市地域自治組織結成等支援交付金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 交付対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第 7 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名 様

茨木市地域自治組織結成等支援交付金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市地域自治組織結成等支援交付金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

交 付 決 定 額	円
変 更 増 減 額	円
変更交付決定額	円

年 月 日

茨 木 市 長



様式第 8 号（第10関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

茨木市地域自治組織結成等支援交付金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 交付対象事業
- 2 交付金交付決定額
- 3 交付金精算額
- 4 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書

茨木市指令 第 号

印

様式第10号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

㊞

茨木市地域自治組織結成等支援交付金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった交付金精算
追加分を次のとおり請求します。

- 1 交付対象事業
- 2 交付金交付確定額
- 3 交付金交付済額
- 4 精算追加分請求額